

新社会党 政策委員会ニュース

第56号 2020年10月1日

発行 新社会党政策委員会
委員長 加藤 晋介

【本号の内容】

- ◇ パンデミックと欧州3国（独仏西）の失業回避策

小林 勝

- ◇ 書評 『子どもの貧困―日本の不公平を考える』

『子どもの貧困Ⅱ―解決策を考える』

千葉 雄哉

- ◇ 書評 『黒い匣^{はこ}』

長南 博邦

＊なお、掲載の内容は執筆者の個人の見解によるものです。



ツルの先端部分の葉がピンクから白になるハツユキカズラ。気温が下がるとピンクの発色が良くなる。時間がたつと写真の左側のように緑色が点のように入り、そのうちに緑の葉になる。とても丈夫なつる性植物で、フェンスにもグランドカバーにも使える。キョウチクトウ科テイカカズラ属。

パンデミックと欧州3国（独仏西）の失業回避策

小林 勝

1. 労働者の生活・雇用保障の3つの方法

コロナ禍で雇用危機の中にある労働者に対する生活・雇用保障の方法は、概ね3つに分かれている。

第1に、大量の解雇や雇止めを阻止するために、労働時間の短縮・自宅待機（一時帰休）を導入する使用者に（したがって労働者に）、給与の減額分の全部または一部を、政府等が補償する方法である。これは欧州連合（EU）加盟諸国で広く採用されており、日本の「雇用調整助成金」制度もこれである。

第2は、解雇された労働者に対する一時的な給付金の支給である。失業者の生活保障は通常、最初に失業保険で行われる。しかし、支払われる失業手当は、失業保険の加入期間や賃金額によって決まるので、解雇時の職に就いていた期間が短いと、全く支給されない可能性もあり、また出たとしても微々たるものである。

解雇が簡単になされ、雇用の流動性が大きいアメリカ合衆国では、雇用保険は州が管轄している。州ごとに若干の違いがあるとはいえ、掛け金は使用者のみが負担する。そのため、失業手当の支給期間は最長でも26週間であり、額も平均約370ドル（≒4万円）と少ない。このため、コロナ危機は、失業手当に頼れない大量の解雇者＝失業者を生んでいる。

こうした大量の失業者をそのままにしておけば、社会は不安定になる。そのため、こうした解雇者には、失業保険制度とは別に、一律に金銭を支給することが必要となる。トラ

ンプ政権は、コロナ危機の下で解雇された労働者に、7月下旬まで、一律に週600ドル（≒6万4000円）を上乗せした。8月以降は、週400ドルに減額して継続された。

第3に、国民や住民の全部または一部に、一定額を、一律に支給するという方法である。日本やアメリカ等で行われた。これは失業者のみを対象としたものではないが、恩恵を受けている。周知のように、日本では住民登録がなされている者に——したがって国籍を問わずに——、所得制限を設けず1人10万円を支給した（特別定額給付金）。アメリカでは、所得制限が設けられ、年収7万5000ドル以下の成人に、1200ドル（≒12万8000円）、17歳未満の子には500ドルが支給された。年収7万5000ドル（≒800万円）超9万9000ドル（≒1050万円）以下の場合には、段階的に減額支給された。

EUの主要国は第1の方法のみを、日本は第1と第3の方法を、アメリカ合衆国は第2と第3の方法を組み合わせて実施している。日本と米国が第3の方法を採用したのは、多分に衆議院選挙や大統領選挙を控えているためであろう。EU主要国が第3の方法を採用しなかったのは、EU主要国の社会保障制度が日米両国のそれよりも進んでいるからであろう。一口にEUといっても、加盟国は27あり、社会保障制度に関しても内部に東西格差、南北格差がある。それでも、今回のコロナ対策として、国民に定額給付金を支払うという政策をとっている加盟国の存在は寡聞にして知ら

ない。

もちろん、解雇が簡単になされ、そもそも「不当解雇」などという概念がなく、また健康保険に加入できない人が何千万人もいる米国と、国民皆保険や生活保護制度がある日本とは一緒にできない。しかし、その日本でも、制度に不備があり、運営が恣意的であるため、生活困窮者が制度の利用から排除されているし、また保険料を払えないために満足に医療が受けられない者がいる。

2. スペインの「最低収入保障年金」

スペインのサンチェス政権（社会労働党とポデモスの中道左派連立政権）は、「コロナ危機」に直面して、低所得者に「最低収入保障年金」を導入した。

これは日本のマスメディアで「ベーシックインカム（BI）」として報道され、話題となったが、本来のBI、すなわち、無条件で一定額を毎月支給する制度とは程遠く、後述するように生活保護制度といった方が正確である。

スペインにはこれまで、生活保護制度が自治体の一部には存在していたが——ただし支給期間は1年または2年であり、支給額も単身者で350～400ユーロ（≒5万円）程度、配偶者がいれば100ユーロ上乗せがあるが、至って低い——、全国的な制度としては存在していなかった。

全国的な生活保護制度の導入は、すでに2019年12月のサンチェス政権の連立合意文書に盛り込まれ、国会の今会期中に実施の予定であったが、コロナ危機により低所得者層の困窮が深刻化したために、実施を前倒ししたものである。

スペインにも、もちろん失業保険はある。「失業手当」の支給額と支給期間は加入期間と掛金額によって決まっている。支給額の日額は、失業前の180日間の平均日額賃金の70%相当である。ただし、支給後7か月目からは50%相当額になる。支給月額には上限が設定され

ており、子がいない場合は1090ユーロである。子等がいる場合、最大300ユーロを加給される。支給期間は最長でも720日、すなわち約2年である。

「失業手当」の支給が切れた場合でも、一定の条件を満たす失業者は、「失業者扶助」の支給を6か月間受けることができる。延長可能であるが、支給期間は最長18か月、例外的に24か月である。支給額は、法定最低賃金（現在、月額1108ユーロ）の75%であり、決して多くはない。

「失業者扶助」も切れた後は、どうなるのか。こうした労働者の生活を支える制度、すなわち生活保護制度が、スペインには欠如していた。スペインの失業率は高く（14.1%、2019年）、長期失業が常態化しており、失業者の半数は国家の支援をまったく受けられない。そのため、家族・親戚が彼らの生活を支える「頼みの綱」となっている。

サンチェス政権が2020年6月から導入した「最低収入保障年金」は、以下の内容である。すなわち、低位の所得を461ユーロから1015ユーロまで、世帯の構成員の数や年齢等によって14等級に分け、当該世帯の収入が、該当する等級の収入に満たない場合に、その差額を国家が補償する。支給を受けるには自分で申請しなければならず、資力調査を受けることになる。なお、年金受給年齢に達した者は、申請できない。かくして例えば、無収入の単身者は、月額461ユーロ（≒5万8000円）を支給される。

この新制度の恩恵を受けるのは、政府発表によると、約85万世帯230万人で、総人口の約5%である。人口約4700万人（2019年）のスペインの「貧困リスク」（収入の中央値の60%未満）率は26.1%（2019年12月）であり、「貧困」（同40%未満）率は10.5%（2017年）であるから、この新制度によって「貧困者」の半数近くが「貧困」から抜け出すことになる。スペインは財政問題を抱えているが、この「最

低収入保障年金」が、コロナ危機終息後も維持され、恒久化すれば、画期的な意義を持つことになる。

3. 短縮労働者給付金制度

EU 主要国には、短時間労働の導入によって大量失業を回避する制度が備わっている。コロナ危機に直面して、適用条件は緩和され、当面の大量失業は回避された。以下、ドイツ、フランス、スペインの例を見てみよう。

a) ドイツ

ドイツには、短時間労働の導入によって雇用を守る制度が存在していた。これはリーマンショック時にも機能し、大量失業を回避した実績がある。

使用者が連邦雇用庁に「短時間労働者給付金 (Kurzarbeitergeld)」制度の利用を申請すると、連邦雇用庁は減額分の賃金額に課せられるはずの賃金税・連帯税や社会保険掛金を引いた額の 60% (子がいる場合は 67%) を、使用者に支給する。使用者は当該の短時間労働者に、減額した賃金に、この「短時間労働者給付金」を加えて支給する。

この制度の対象となる労働者には、パートタイム労働者も含まれるが、失業保険への加入義務のない労働者には適用されない。したがって政府管掌の老齢年金を受給しつつ働いている者等には適用されない。

支給期間は原則として 1 年が限度である。ただし、労働市場全体に異常な事態が起こっているときは、2 年に延長することが可能である。また申請には、「経営評議会 (= 職場代表)」の書面による同意が必要である。「経営評議会」が存在していない場合や同意が得られない場合でも、労働者と個別に合意すれば、この制度の利用は可能である。

さらに、使用者は労働者を雇用しつつ、仕事を全くさせなくても、すなわち賃金を全く支払わなくても、同制度を利用することがで

きる。この場合、連邦雇用庁は、使用者に (したがって労働者に)、前述のように、減額分の賃金の手取り相当額の 60% を支給することになる。

これまで、この制度の利用は、雇用者の 3 分の 1 以上に短時間労働を導入する必要がある場合に限られていた。コロナ危機に直面して、ドイツ連邦政府およびドイツ国会はすばやく動き、法改正を行い、適用条件を緩和した。すなわち雇用者の 10% 以上に短時間労働を導入する必要がある場合とした。また、派遣労働者にも適用できるように改めた。こうしてドイツでは、当面の大量失業は回避された。

なお、前述のように、連邦雇用庁は、賃金の純減額分の 60% (または 67%) しか補償しないので、労働者には不満が残る。特に低賃金労働者にとっては厳しい内容である。ここが労働組合の出番である。労働組合には、コロナ危機前から、次のような労働協約を締結している組合があった。すなわち、「短時間労働者給付金」制度を利用する場合に、使用者が負担増を行うというものである。例えば、化学産業では、労働時間短縮前の純賃金の 90% に達するよう、使用者が補填することになっている。このような労働協約を備えていない組合も、労働協約を締結して上乗せを図っている。

b) フランス

フランスには、コロナ危機が起こる前から「部分的失業 (chômage partiel)」制度があった。これは現在、「部分的労働 (activité partielle)」制度と呼ばれている。

この制度により、事業所の全部ないし一部の一時的閉鎖を行う企業、または労働者に時短を強いる企業は、引き続き当該労働者に「休業手当」を支払う。その額は通常、フルタイムで労働していた時の賃金総額の 70% であり、これは、純賃金 (手取り、すなわち賃金から税・社会保険料を控除したもの) の約 84% に相当

する。なお、この場合のフルタイム労働とは週 35 時間であり、これを超えて労働していたとしても、超過する労働時間に相当する賃金部分は考慮されない。

この制度を適用する企業に対しては、「全国商工業雇用組合」(Unédic、労使共同で設立した社団法人で、雇用保険を運営)は、休業させた従業員 1 人 1 時間当たり 7.74 ユーロ(従業員数 250 人以下の企業の場合)を、または 7.23 ユーロ(従業員数 251 人以上の企業の場合)を、助成金として支給する。

コロナ危機の拡大に直面してフランス政府は、この制度を拡充し、すなわち一部政府負担を導入し、2020 年 3 月以降は、前述の「休業手当」——賃金の 70%に相当——の全額を、Unédic と共同で補償するようになった。事実上、企業は負担なしでこの制度を利用することができるようになった。

ただし、補償額には上限がある。算定の基礎になる労働者の賃金は、以下の上限が設定されている。すなわち時間給の上限はフランスの最低時間給 10.15 ユーロの 4.5 倍の 45.67 ユーロであり、月額賃金の上限は、6927.39 ユーロである。例えば、企業が、月額賃金 6927 ユーロの労働者に労働時間の短縮を行った場合、補償されるのはその 70%、すなわち 4848 ユーロである。企業が当該労働者にこれ以上の賃金を支払う場合は、差額は企業が負担しなければならない。補償の期間は、最大 12 か月であるが、延長が可能である。

c) スペイン

スペインには、労働時間の短縮と一時帰休に関して「一時的雇用に関する命令」(ERTE)がある。これは、以下の内容である。

第 1 に、労働時間の短縮の場合である。企業は、期間を定めて——例えば 6 か月とか 1 年とかであり、延長も可能である——労働時間を 10%から 70%までの間で短縮する。賃金は、労働時間に応じて減額され、当該労働者が負担する社会保険の掛金も、支給される賃金に応じて減額されるが、企業の社会保険負担額は減額されない。ただし、従業員 50 人未満の企業は、社会保険料の負担を免除される。

第 2 に、一時休の場合である。期間を定めることは第一の場合と同じである。この場合、雇用契約は「停止」され、賃金は全く支払われない。ただし企業は、社会保険の掛金を負担する。従業員 50 人未満の企業は、社会保険料の負担を免除される。

企業が社会保険料を納入し続けるとはいえ、労働者にはさほど大きなメリットはない。しかし実は、この制度のミソは、当該労働者に、失業していないにも関わらず、失業保険の受給申請をすることを許していることである。もちろん、当該労働者は失業保険の申請条件(最低加入期間等)を満たしていなければならない。労働者が失業手当を受給できるとなると、使用者は、当該労働者との合意により、以前の賃金と失業手当の差額を補填するだけでよくなる。当該労働者にもメリットがあり、以前の賃金と同額を手にすることができる。

以上、欧州 3 か国の短時間労働者給付金制度という失業回避策を中心に見てきた。コロナ危機は終息の目途が立っていないので、こうした制度を備えていても、いずれ弱い企業の体力はつき、倒産が増えるであろう。すでに、欧州から倒産と失業の増大のニュースが入っている。EU とその加盟国が、これにどう対処するか注目したい。

書評 『子どもの貧困－日本の不公平を考える』 『子どもの貧困Ⅱ－解決策を考える』

阿部 彩 著 岩波新書 2008 年 11 月 本体 860 円＋税
同 2014 年 1 月 本体 860 円＋税

千葉 雄哉

著者は経歴を見てもわかるように国際エリート、著作は最近のものではない。しかし、最近話題になる「子どもの貧困」を考える時、必読の書だと思う。子どもの貧困の実態や貧困の連鎖の影響など、専門家の世界では当然なのかもしれないが、素人の私たちにとって多くの知見と出会うことができる。しかし、私が必読の書として党員の皆さんに進めるのは著者の子どもの貧困に向かい合う姿勢とともに、解決のための政策の選択・検証に対して謙虚であることである。

著者は「社会問題の多くがそうであるように、一目瞭然の解決方法が存在するわけではない。子どもの貧困に対して、具体的にどのような政策を打っていけばよいかという問いに対して、私も含め、「霞が関」も、社会学者、教育学者、経済学者といった「有識者」も、決定打となる答えを示せていない。しかし、海外においては、子どもの貧困に対する膨大な試行錯誤の蓄積があるし、日本においても、さまざまな取り組みが始まっている。……本書で上げる多くの知見は海外の研究によるところが多い。海外での経験がそのまま日本に適用できるかどうか不明である。右にあげた多くの問いについても、本書は選択肢を提示し、それらの利点と欠点を述べているものの、「だから、これだ!」という答えは出せていない」「もどかしく思われる方も少なくないが、読者にどのような対策を打てばよいか「考えてほしい」と問いかけている。



膨大な統計と世界の知見の実証的検証に謙虚でなければ政策議論は成立しないし、私たちの政策に対する知見も向上しないであろうと思うが、この間の「中期政策の補強」議論はどうであるのか考えてみてほしい。

本書の構成は、子どもの貧困の定義、測定方法、貧困の連鎖を豊富な資料を基に検証し、【Ⅱ】では、第1章の前半で、子どもの貧困の現状、貧困の影響、貧困の社会的コスト、また、景気対策による貧困削減の効果についての学術的知見を示し、第2章は、貧困の要因について詳しく記述する。第3章、第4章は、社会政策の手法論であるが、現在、党内で議論されている「限定的社会政策」「普遍的社會政策」の各短所・長所が客観的に記述されている。第5章と第6章では、それぞれ現金給付、現物（サービス）給付について考える、となっているように、現代の社会政策の論点が網羅されている。社会政策の入門書であり、日本の社会政策の到達点を教えてくれる専門書でもある。ぜひ読んでいただきたい。

私は東京の下町、江東区の党総支部の所属だが、「憲法を活かす江東ネット」の取組みとしての毎月1回、「憲法江東日曜塾」という勉強会を14年間続けてきた。憲法を知らなければ改憲攻撃と闘えない、との問題意識で出発した学習サークルだが、このような機会がなければ憲法など真剣に読むことはなかったと思う。

現在日曜塾は、憲法を活かすためにその時々
の社会問題を考えながら、参加者の推薦でテキスト（新書と決めている）を決めてレポートに基づいて参加者が意見交換をしているが、昨年前半のテキストが「子どもの貧困Ⅱ」であった。

そんな日曜塾の仲間の数人が17年に「こど

もの権利研究会」を立ちあげた。この研究会は、「子どもの権利条約」の理念に基づいた活動を指針とし、江東区で「こどもの権利条例」の制定を目指している。現在のこども達が抱える貧困・虐待・不登校・いじめ・発達障害・子育て支援に関する事項などの諸問題を整理し、少しでも解決する為のアプローチをするのがこの研究会の目的である。

「子どもの権利条約」が制定されて30年、日本が批准して25年経過している。子どもたちが抱えている諸問題の改善がどれ程実現されているのか甚だ疑問だが、子どもの貧困率では東京のワースト何番になるこの地で、子どもたちの権利が守られる地域社会づくりに尽力したいと決意を新たにしている。

書評 『^{はこ}黒い匣』

ヤニス・バルファキス 著 明石書店 2019年4月 本体2700円＋税

長南 博邦

副題は『密室の権力者たちが狂わせる世界の運命 元財相バルファキスが語る「ギリシャの春」鎮圧の深層』。訳者は反緊縮派の松尾匡氏や朴勝俊氏らで、索引や資料も含めて600ページ近くの大著である。

著者のヤニス・バルファキスは経済学の教授で、2015年にギリシャの総選挙で勝利して政権を担ったシリザのアレクシス・ツィプラス党首から懇願されて、敗北とその責任を負う覚悟でツィプラス政権の財務大臣となった人物である。財相に就任した2015年1月27日から7度目の辞表をついに提出した7月15日までのEUなどとの交渉の奮闘記だ。

ギリシャはリーマンショックが起きた翌年2009年10月の政権交代で、政権についたパパンドレウ政権はギリシャの粉飾決算を明ら

かにした。EUなどからギリシャ政府に対して10年、11年と連続して「ギリシャ救済プログラム」が発動された。しかし、その内実は救済ではなく、債務返済第一で、そのため増税、社会保障削減、賃金カット、政府財産の切り売りで、民衆の暮らしは負のサイクルに陥り、想定された経済成長は起こらず、債務危機が続いた。

このころ日本は自民党から本格的な政権交代を果たした民主党政権だった。メインスローガンは「生活第一」で、長引く賃金低下や雇



用の劣化で不安な民衆が大きな期待を寄せた。しかし、民主党政権では消費税増税議論はしないとの公約は、政権2代目の菅直人首相によって裏切られ、直後の2010年参院選で民主党は敗北。その後政権は迷走し「税と社会保障の一体改革」で消費税を10%に引き上げる構想を打ち出し、12年暮れの総選挙で安倍自公政権を復権させる羽目に陥った。

おそらく民主党政権は政権交代を果たしながらも権力者に取り込まれ、財務省に洗脳されてしまったのだろう。以後、安倍一強政治が続いた。民主党は低迷を続け、今もって消費税を下げようとの動機を失っている。行政改革という緊縮政治が蔓延しているうえに、「ギリシャのようになりたくない」とマスメディアや民衆が思い込むことになったためだ。通貨発行権を持たないギリシャ政府と日本は全く異なるのに。

安倍政権がアベノミクスで経済成長を追求する一方、ギリシャのイメージに支配された民主党やその後継である民進党などはアベノミクスに対抗する国民生活向上や不安の解消策を打ち出すよりも借金増大に対する危惧を表明し、民衆の期待に応えるのではなく逆に我慢を求めているのではないかと受けとめられた。この著書でもドイツ社民党の緊縮政治志向が暴露されている。その結果、ドイツ社民党などEUの既成左翼政党は選挙で後退を続けている。

バルファキスもギリシャの敗北は世界の民主主義に悪影響を与えると喝破している。だからこそバルファキスは欧州中央銀行、EU委員会、IMFの「トロイカ」ときびしい交渉を強いられたが、民主主義のために全知力を注いだ。押しつけられる経済合理性のない新たなギリシャ救済プログラム（当面の債務返済のためにさらに融資を受け、民衆を付加価値税増税、年金等の削減で苦しめながら空論の経済成長で債務返済をする計画。これに対してバルファキスはギリシャは破綻会社なのだ

からと債務カットなどを提言）を避けるために、あらゆる人脈とトロイカにも利益となる合理的かつ譲歩した代替案を何度も何度もつくり直しては交渉を重ねた。まさに超人的な活動を繰り返した。その内容は理論上、実践上トロイカの面々も認めざるを得ないものだ。しかし、権力者たちは個人的には理解しても方針を変えようとしなかった。

しかし、そのたびに政権内のトロイカのインサイダーたちがバルファキスの交渉姿勢をデマでリークし、それを受けたマスメディアはバルファキスがギリシャを崩壊させようとしていると報道を繰り返した。バルファキスは変質していく政権内外から排除されていくが、あきらめずに知力を尽くした。ついにツイプラス首相に提出したのは、トロイカの押しつけた協定の国民投票で民衆が6割を超えて拒否した民衆の意思を無視したためである。なぜバルファキスは書いたそれまで辞表を出さなかったのか。それはアテネの中心街にあるシンタグマ広場に集まって生活苦を何とかしてほしい、政権は公約を守れとの民衆の意思であり、前政権に首を切られた清掃員の私たちを裏切らないでとの叫び、一人のホームレスの通訳者、ランブロスと交わした約束、「国会議員に当選してもまちの人々のことを忘れないでほしい。崖っぷちの境遇にある人々を助けて欲しい」との声だった。

バルファキスはインサイダーとなって権力者の懐に入ることなく、しかし、ギリシャ国民だけではなく、EUの人々のためにもなる妥協策を求め続けた。それは密室のインサイダー、権力者の独裁か民主主義かの闘いそのものだ。財務大臣を辞職後も、16年にはDiEM25（Democracy in Europe Movement2025、ヨーロッパの民主主義運動2025）を、18年に米上院議員バーニー・サンダースらと国際的革新的左派組織であるプログレッシブ・インターナショナルを立ち上げて反緊縮左派の民衆運動をリードし励ましている。